

平成31年3月1日

公益財団法人 国際人材交流支援機構

内閣官房内閣人事局

内閣参事官（退職管理担当）様

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（報告）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しません。

[本件連絡先]

公益財団法人 国際人材交流支援機構

事務局 小川玲子

電話番号 : 03-6550-8811

電子メール : r-ogawa@ihno.net